

代理受領に基づく申請について

大分県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱いに関する事務取扱要綱は、受領委任の開始に伴い、平成31年3月31日を以て廃止となり、平成31年4月1日以降からは受領委任による取扱いとなります。

平成31年3月31日診療分までの申請は代理受領による申請を行うことができますが、早めの申請を行っていただくようお願いします。

(療養費は、療養に要した費用を支払った日の翌日から起算して、2年で時効となります)